

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の
業務の制限等に関する命令案の概要

1 制定の趣旨

郵政民営化法（平成 17 年法律第 97 号）第 110 条第 1 項第 4 号ロ等において、郵便貯金銀行が認可を受けることなく行うことができる業務等について内閣府令・総務省令に委任されており、今般の「郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令」の制定により、所要の事項を定める。

2 制定の内容

- (1) 郵政民営化法第 110 条第 1 項第 4 号ロ等に基づき、郵便貯金銀行が認可を受けることなく行うことができる業務等を定めるほか、郵政民営化法第 138 条第 2 項第 6 号等に基づき、郵便保険会社が認可を受けることなく行うことができる運用の方法等を定める。
- (2) 郵便貯金銀行及び郵便保険会社の認可に関する申請の手続き等を定める。
等

3 施行時期

郵政民営化法の施行の日から施行する。